

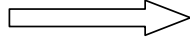
新建築士制度のポイント

①新建築士と業務内容

■旧建築士の担える業務内容

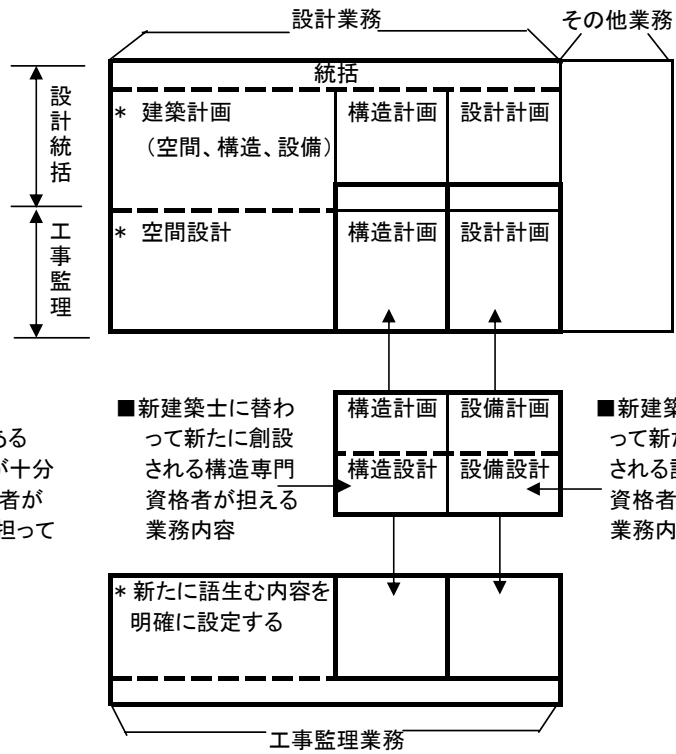
・建設設計
及び工事
監理に
係わる全
ての業務

移行



・旧建築士は一定の講習
を受けることによって
新建築士の資格に
再登録できる。

■新建築士が担える業務内容



*専門資格者制度創設の意義は、職能分業化の
情報開示(設計図書等への記名押印)にある
と同時に、構造を実際に担える一級建築士が十分
でないということによって、実際の業務を担う者が
現状のように無資格や倫理観に欠ける者が担って
しまう事態を避けることにある。
法の第一の使命はより良い方向への先導的
役割といよりは下支えにあると考えるべき
であろう。

②新建築士と業務独占

- ・新建築士は、旧建築士と同様に建築計画・設計、工事監理に係わる全ての業務に独占権を有する。
- ・ただし、新建築士は、構造計画・設計に係わる業務については、新たに創設される構造専門資格者と、また設備計画・設計に係わる業務については、新たに創設される設備専門資格者と業務独占権を共有するものとする。
(つまり、両専門資格者は専門領域業務について完全な独占権を与えられるのではなく、名称独占権を与えられることによって、新建築士と共有する形の当該業務の独占権を与えられることになる。)

③新建築士と計画設計業務体制

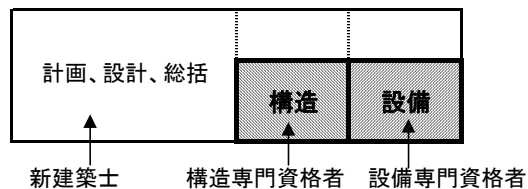
■新建築士自立型



*専門技術が比較的容易である場合に有り
得るケースで、個々建築計画・設計業務を
新建築士が実質的に行う体制

*確認申請書には当然、構造、設備についても
実際に業務を担うことを表示し責任の所在を
明確にする

■新建築士+専門資格者連携型



*高度な専門技術が求められる場合に有り
得るケースで、一級建築士の場合には、
ほとんどこの体制で業務が行われるもの
と考えられる。

*確認申請書には、3者が表示され、それぞれ
相応の責任を担うことになる。